

シンポジウム報告

討議

会場からの質疑応答も加えて

司会： さきほど申し上げたように、ちょっと時間を17時まで延長させていただきます。私、実は司会者として非常に重大なミスをしたんですが、きょうごの報告者の方々、コメンテーターの方々のご紹介をしなかったんです。まことにこれは手ばかりで申し訳ありませんが、すでにご報告の中でそれぞれの方がどういうことをなさったか十分お話しくださったので、この失礼をここでご勘弁いただきまして、早速本論に入りたいと思います。

きょうは、実はいちばん初めに申し上げましたように、著作権に関しては、たぶん著作権課の方以外は、たぶんフロアにいらっしゃる方のほうにプロの方が大勢いらっしゃるんじゃないかということです。現実複写権センターの方とか音楽著作権協会の方とか、あるいはコンピュータ・ソフトウェア著作権協会の方とか、プロの方がたくさんいらっしゃるわけでありまして。

それで、いろいろプロの方に隣接領域からご提案がいただければと思いますし、それから、またもう1つ私、ご報告いただいたあとでハッと思ったんですが、実は、出版社の方の報告がなかったということは非常にアンフェアなんです。フロアは出版社の方も大勢いらっしゃいますので、ぜひ、その辺はご遠慮なしにご発言いただきたいと思います。特にここで司会者が下手なまとめをしていますと時間を食うばかりでありますので、ご質問、あるいはご意見を聞いけませんので、どんどん時間がある限りおっしゃっていただければと思うんです。如何でしょうか。

出版社の方、腹膨るるというようなことがだいぶあろうかと思うんですが、いかがでしょうか。きょうは結論を出すということじゃなくて、いちばん初めに申し上げましたように、とにかくわからないことが多いので、いろいろなご意見をオープンに

お伺いしようというような趣旨でありますので、如何でしょうか。どうぞ。

松田（一橋大学）： 一橋大学の松田でございます。凸版印刷の高橋さん、非常に面白い概念を提起されましたんでちょっと伺いたいんでございますけれども、印刷著作権と出版社の編集著作権とは、いったいどこが接点になるんだらうかということでございます。

こういうファンクションキーを入れてこういうようなレイアウトにするというのは、従来は出版社の編集権の中に入っていると。それで編集著作権が発生する、“編集著作権”というのか“出版権”というのか、それが発生するというように考えられていたわけですね。その出版社が印刷所を持っていたとしますと、それは、その中で仕事をしている人は業務にかかわる団体著作権ということで、業務に従ってやるので、その親の出版社が著作権を持つと。

ところが、それが独立した会社になって印刷所として子会社になると、その所で練引きがされると。いったいそうすると、こういうようなレイアウトにせよといった所に著作権があるのか、それを実現するファンクションキーを入れた、論理意識を設定したところに著作権があるのか、そこらのところをご説明いただけませんかでしょうか。

高橋： はい。私はこう考えるんですけども。きれいに紙面を作り上げる、指示に従って紙面を作り上げる、その過程はまさしくその出版社さんのご指示に従って動いていると。実際には、それを實現する手段をいろいろ考えた結果、元のデータが持っている論理性に気がついて、データベースを作るようなことをしたわけです。実際には、その印刷会社というのは出版社さんからいろいろ指示されたその指示に対して、正確にデータを作るというような使命を持って、その紙面を形成するということに関して、一応、出来上がったものを納めるというところで作

業が終わるわけでございます。結果として中間物が他に利用出来る、つまり、データが持っている論理性に気がつき、それをうまく論理構造化し他に利用出来る。特にデータ構造を定義するという SGML のようなものを考えた時には、これはどう構造化するかということが結構重要な問題になってきます。そして、その DTP を考えたようなところでそのデータに対するなんらかの権利が出てくるのではないのでしょうかと、こういう提案でございます。

松田： 昔ですと、紙型を売り渡すという、紙型がついて回ったわけですね。紙型に当たるようなソフトウェアが、それではほかの印刷所に提供出来るような形で引き渡すというところまでは、印刷を引き受けた印刷所の契約関係の中の義務なんではないかと、独立した著作権が発生するというあたりがよく飲み込めないということですが。

高橋： あ、そうですか。実際に、その紙型そのものは私もちょっとよくわからないんですけども、それを作った結果、中間生成物からいわゆる次の利用が出来る。さらにそこには、データの論理構造を手にするようなこと、それが上手く出来ているか出来ないかによって他への転用が出来るか出来ないかが違って来るわけです。

したがって、データの構造がどうであるかということ考えたところにも――これはデータベースとのつながりがあるわけでございますが、データベースを作る、もとのデータではなく、その構造のところに新しい創作性があるのではないのでしょうかと、こういう提案でございます。

司会： よろしくございますか。ほかに如何でしょうか。特に今の関連でなくても、たくさんご意見をいただきたいのでご自由に。はいどうぞ。

石川： 石川と申します。長瀬先生にお伺いしたいんですが、楽しくお話をお伺いしたんですが、テキスト・データベースというのは、ちょっと私にとって耳新しいデータベースだったんですが、このデータベースの構築開発とサービスについて、ビジネスはどうなっているんだという、日本の現状と世界の現状をお話いただけないでしょうか。今、日本ではそのビジネスは上向きなのか、または下向きなのか。また、世界と比べて、さきほどのお話ではちょっと劣っているというお話でしたが、ビジネスとしてはどうなんでしょうかということをお伺いしたいと思います。主観でも結構ですのでお聞かせ下さればと

思います。

長瀬： 私の乏しい経験からお話ししたんですけれども、基本的には、さきほど例をあげましたのは、チャドウィック・ヒーリーとか、オックスフォード・ユニバーシティプレスのエレクトロニック・パブリッシングという部門が出しているようなテキスト・データベースは、製品としては出荷しております、しかも、フロッピーの場合と、それから CD-ROM の場合と両方出ております。

辞書については、日本もこのごろ出ておりますけれども、日本の場合は、はっきり言って、ソフトウェア込みで幾つか出ているという話は聞いておりますが、個別の古典や文学のテキストがデータベースとして売り出されているという話は、はっきり聞いておりません。

ビジネスとして成功しているかどうかということとはちょっとわかりませんが、さきほど簡単に少し、サイトライセンスとか、個人の公開の時の値段の話を中心としたしましたけれども、あれはとても日本の研究者ではあがなえないということです。けれども、大体はインステチュショナルにアクセスというか、公開しています。ですから、その個人が買うというよりは、デパートメントが契約をしてその使用权を得ております。TLG の場合は、研究と教育と両方に利用できるようになってますが、オックスフォードの場合は研究用だけ、あるいは、教育用の場合は別途交渉する、というような形で公開をしているようです。

ですから、はっきり言って、大体の値段というのは私はよくわからないんですけども、CD-ROM の場合は 14、5 万。アメリカのドルで千ドル。あるいは、イギリスだと 500 ポンドぐらいで売り出されております。ですけれども、これは売り出されておりますけれども、買うのは、トマスアキナスにしるギリシャ語のテキストにしる、研究者しかたぶん買わないと思うんですね。一般の人はトマスアキナスを自宅のコンピュータで読むということは、世界でもヨーロッパなんかは古典の伝統があるということですから盛んかもしれませんが、聖書は例外として、ほとんど研究者しか読まないと思います。それでも、そういうものがそれだけの値段がついているというのは、内田先生は「高い」とおっしゃいましたけど、30 年の労作が、たとえば、千ドルぐらいであれば、助かるのではないのでしょうか。これまでは

カードを作りながらスクリプトを本で読まなければなりません。最低でも3メガとかそういうものですから大量のカードになるわけですね。それを読むよりは、コンピュータが使われれば、研究の仕方はもちろん楽になる部分はあると思います。研究の内容が深まるかどうかはわかりません。

ただ、これは内田先生のグループの中の若い方たちがおっしゃっていることでまえに聞いたことありますが、やはり、日本でも若い研究者の方はそういうものを使ってどんどん研究したいと思っていらっしゃるようです。ですから、将来的には需要は高まるのではないかと思います。さっき本屋さんたちの話がありましたが、あまり電子化媒体のものを作るのには乗り気でなさそうです。ただ、両方あったほうが研究者はこれから非常に助かるのではないかと思います。

司会： よろしくございますか。ほかにいかがでしょうか、どなたか。はい、どうぞ。奥のほうの方。

芦田： 芦田と申します。内田先生にちょっとお伺いしたいんですが。さきほど、出版社の五社協定という譬喩でいわれたことなんですけれども、内田先生たちの作られている研究会の規約でも、8条ですか、活動細則の、たとえば、8、9、10、11 というようなものは、研究者の中のある種の五社協定と申しますか、出版社の方々から見れば、結局、研究者の中でデータベースを作る場面でも、こういった形での拘束をせざるをえないという意味で言えば、同じことをやっているじゃないかという問題が出てくると思うんです。私はこういうデータベースというものは、少なくとも大学生までが自由に使えるようにならなければ、ほんとの意味でのデータベースは開放されるということはないんだらうと思っております。したがってその研究者が自分たちの中でやっているデータベースというのは、たとえば、大学の出版局を通していく方向で公開されるなり、あるいは、出版社と綿密な打ち合わせの中で、商業ベースに乗せたほうが、かえって一般化していく場面が出てくるんじゃないかと思うわけです。つまり、ある意味では、ただより高いものはないというか、ただほど高いものはないといえますか、そういうこととの関係で8、9、10、11 がついているんでしょうけれども、その辺りの場面はどのように考えられておられるのかということをお聞きしたいと思います。

というのも、私たちが一応哲学関係の著作を、今、

岩波書店といっしょになって、たぶん来春あたりからハイデガーとかヘーゲルの著作のデータベースが出されていくと思うんですけども、そういったことをやっている者としては、われわれとしては、仲間うちで回さずに、一挙に商業ベースに乗せるというか、出版社の協力を得て、おカネを出せば、8、9、10、11 のようなことを書かずに手に入るというような場面に乗せるべきだという方向で、データベース化をやろうと思っている者なので、そのあたりをどう考えておられるのかということをお伺いしたいんですが。

内田： はい、わかりました。閉鎖的であってはならないというところで、私どももそれは同じです。

ただ、これは提供してくださる方の意向というのは尊重されなければなりませんから、その意向を尊重するために1つの枠として、会員の内部に対しての配布はこうであるという形をとりました。

そこで今度は、会員になる場合のことですけれども、私どもの会の会費は、値上げをいたしまして年3,000円になりますが、大学生から入っております。ですから、この会それ自体が閉鎖的ではございませんので、この会の趣旨をご理解の上ご入会くださる方に対しては、これは提供されるわけですから、それは構わないのではないかなと思っております。それから、会員外に一般に配布する場合には、これはGNU宣言のもとに配布していただくという形で、一応、そういう形にお願いしたいということを会から、提供してくださる方たちに申し上げておりますので、そういう形で配布できればそれで問題はないのではないかと考えております。

さきほど申し上げました五社協定云々と申しますのは、つまり、文庫本などをお作りになっておられて、ただ、私どもからすると活字をベタで並べてあるという状態のものを入力し直して配布する時に、校訂者がいいといっても、本屋さんのほうが、これには編集著作権があるのではないかと。あるいは、著作隣接権があるのではないかとみなせるぞという形で、私どもに関してご忠告くださることが間々ございまして、そういうことに対して、やはりこれはちょっと頭が固すぎるのではないかというような意味で申し上げたわけであって、別に、排除的で非常によろしくないという、あまり強い意味で言っているわけではございません。

私どもとしては、基本的に会の運営委員会の方針

としては、なるべく多くのものを一般的に公開したい。つまり、GNU宣言のもとに公開したいという方向で考えております。さきほど長瀬先生に、高い安いのことを言われてしまいましたけれど、ついでにそちらのほうもちょっとお答えしておきたいんですけれども、今のご質問とも関係してまいります。

1つ1つの単価が安くてもこうした電子媒体のものというのは、数多く保有しないと研究者としては研究しにくく、1つのものを、1つの作品を、たとえばカードで取っている代わりに確かに電子媒体でやればそれは楽になりますが、こういう状況でこういう時代になって、はたしてそれでよいのか。やるならば全部つなげてやらなければだめなのではないかと。つまり、今、電子媒体で出ているものが幾つかあるとして、それを、1つだけを従来と同じような方法で扱って、これで私はやりましたといっても、これは済まないではないかという研究状況が来ているというところも私はあると思います。ですから、1つ1つの単価の問題ではなくて、研究者のほうの必要とするすべてのものの単価を合わせた時にどうなってしまうかということを考えていただきたいと、このように考えているわけです。以上です。

司会： まだご意見ありますか。ちょっとほかの方もいらっしやるんで、失礼ですが、じゃあお願いいたします。

橋本（情報処理振興事業協会）： 情報処理振興事業協会の橋本と申します。制度の著作権の問題についてお聞きしたく、出来れば佐藤さんをお願いしたいんですけれども。テキスト・データベースの利用ということで、KWICという、“Key word in context”というものがあるのですけれども、ご存じでしょうか。

佐藤： よくわからないんで説明いただけるとありがたいんですが。

橋本： テキスト・データベースの利用ということで、言語学とか、あと辞書作りということから、データベーステキストを利用するということがあるんです。私たちは辞書を作っておりまして、たとえば、名詞の辞書ですと、「図星」という名詞について記述する時に、「図星」というのは、「それは図星だ」というような使い方が多くて、「図星がどうか」、「図星をどうか」というように、ガ格、ヲ格に立ちにくいんだというような性質を辞書に書きたいわけです。そういう時に、実際の文学作品や新聞みたいなテキスト・データベースで、その「図星」とい

うのがほんとうにガ格の前に出てないのかとか、ヲ格の前には立ちにくいのかということ調べなければなりません。そういう時に、昔の研究者は小説を読みながらカード等を利用して集めたわけですが、現在はそのようにデータベース化されていれば、計算機のほうからの検索で「図星」というのを引けば、いろいろな作者の使った「図星」が文脈として現れるわけです。それをKWICと呼んでおりまして、言語学のほうとか、文学のほうでも利用され、そういう形で、それが成果ではなくて、それを参考にしながら自分の研究を進めていくという形で利用しております。そこで、私どもが辞書を提供する、公開することになった時に、その「図星」というのが実際の文脈でどのように使われていたかということ、実例があれば欲しいというような利用者から要望がありますと、長い100ページなり何ページなりの文章の中のたった1行、または1行よりも少ない断片として公開されるわけなんです。そのような場合にも著作権というものがかかってくるんじゃないでしょうか。

佐藤： 今のご質問ですけれど、たぶんこういうことじゃないかと思うんですが。たとえば、既存の出版物とか新聞とかのところから語句の用例を検索して調べてみて、その用例をみずから作成するデータベースに蓄積すると。その際の用例の、既存の出版物や新聞からの用例、それをデータベースにある一定のかたまりで蓄積することが著作権法上どういう扱いになるのかということでもよろしいでしょうか。

橋本： いえ、それを人に見せるという場合ですが。

佐藤： 人に見せるんですね。でもまずご自分の所に蓄積するわけですね、その場合は。

橋本： はい。まずその段階ではいかがでしょうか。

佐藤： これは、著作物性が、既存の出版物や新聞の著作物性がどこまで認められるかというのは、両極端な例をいえば、小説全体には著作権はあるけれども、小説の、たとえばタイトルとか、それから、そこに登場してくる主人公の名前とか時代的な事実とか、そういったもの自体には著作権は及ばないと考えております。これは、両極端な例しか私どものほうからは申し上げることは実は出来ないんですね。ある程度取り出して、いったいどこからどこまでが権利が及ぶ範囲なのかどうかというのは、これはわれわれの行政当局が判断することではなくて司法当局が判断する部分であるわけです。法律の解釈、実

際の訴訟事になって、その部分をめぐって権利があるのかないのかということでもあります。1つの言葉を取ってきて、言葉だけを取り出すことについては権利の保護は及ばないと考えてよろしいと思うのですが、それが1つの文章となり1つの小説となり、だんだんその範囲が大きくなると、ある所からは権利が発生するわけでありますから、ここで言えるのは、用語だけであれば取り出しても権利は及ばないけれども、その前後の文章のある一定程度の固まりになると、それは権利の及ぶ可能性があると思います。いくら短くても、たとえば、俳句のようなものです。俳句なりなんなり、たった三十何文字とか、40文字、50文字といったものだってこれは著作物になるわけでありますから、一概に判断することはできないということになります。ですから、複製権の処理については、そういった権利保護の及ぶ可能性があるものは、それは許諾を取ってから使うことがいちばん望ましいことだと思われま。

それから、それを今度第三者に提供することですけれども、データベースに蓄積して、それをたとえば、パッケージ型のデータベースなりフロッピーなりCD-ROMになり蓄積して販売するのであれば、複製権の範囲内でありますから、許諾を得る際に、どういった複製をするのかということを先方に提示して、その複製権の許諾を得ればよろしいんじゃないかと思えます。

また、オンラインで提供するのであれば、有線送信権というのも別の権利として働きますから、それはあらかじめやはり、「オンライン提供しますよ、それについてよろしいですか」ということの許諾を得ておけば問題はないと、このように考えられますので、その出発点が著作物なのかどうか、これによって権利の行使が伴うか伴わないかで変わってきますけれども、ちょっと明確にはお答え出来なかったわけなんです。一応、制度から考えるとこのような体系になっているということでもあります。

司会： いかがでしょうか、それで。じゃあどうぞ。

長山： 医薬情報センターの長山と申します。今のことで、私の解釈では、KWICで辞書を作っておられるというお話ですので、恐らく用例がいろいろ出てくるのではないかと。私が考えますのに、その用例をコンピュータで取り出すということはかなり私的なことですが、それを1つの出版物か、第三者に見せるような形になった時には、「引用」で行くと

思うんです。ただ、「引用」という時には、著作権法では、「原則として引用箇所を明記する」と、そういうことになっているわけですけれども、はたして、辞書みたいところで引用例を出した時に、その出典を明記する必要があるかどうか、その辺がひとつ法律のところで問題じゃないかと思ったのですが。その辺ひとつお願いいたします。

佐藤： 非常にいい指摘をいただきまして。ちょっと私も説明の中で「引用」のことを省かしていただいたんですが、「引用」についても、ご自分の学問的な研究論文を作るために、他者の論文の一部を引用してきて、「ある先生はこうおっしゃっておられるけれども、自分はこう思うんだ」と、そういうような引用目的というのがあるわけなんです。著作権法上も、「報道、批評、その他引用の目的上正当と認められる範囲内」という規定がありますように、ここに該当するような利用形態、これについては認められるだろうということでもあります。

ただし、非常に注意しなければいけないのは、これを拡大解釈していただければ困るということです。「引用」と称して何がなんでも複製して構わないということではございません。たとえば、小説の一編全部だってこれは引用なんだと、そういうことをおっしゃられる方もおるんじゃないかと思うわけなんです。そうすると、これはどう見ても「複製」であって、「引用」という名を借りた複製にすぎないわけですから、これもまたお答えできない部分なんです。どこからどこまでが「引用」かというのもほんとに難しい問題で、日本はあまり訴訟を好まない社会でありまして、判例というものがほとんどないわけなんです。以前ありました「引用」についての判例であれば、「引用」の目的が正当なものであって、それから出所の明示を行なうとか、そういった一定の解釈、ルールが判例上も出て来ておりますので、そういったものも研究していただくのも1つの手かなと思っております。それから、出所の明示については、基本的には出所の明示義務がございます。これも一部の場合は省略することも出来ます。たとえば、学校教育の中で先生が複製するような場合について、引用の出所を明示しないということも認められておりますし、それから、私が今しゃべっているような、何か講演会の場で、他人の俳句なりなんなり読んで、季節の情感を表すとかなんかそういうような場合は省略することが出来ると、そういう規定

もございますので、一定の場合には省略可能であります。ただ、原則は、「引用」の場合は、「出所の明示義務」が法律上かかってきますので、そちらにはご注意くださいと思います。

司会： 長山さんいかがでしょうか？ほかにいかがでしょうか、どうぞ。

神崎（小学館）： 小学館の神崎と申します。2つお尋ねしたいんですが、1つは外国のいろいろなデータベースがございますね。長瀬先生がおっしゃったTLGのような場合。それをもとに、今の質問とちょっと関係あるかと思うんですが、コンコーダンスをお作りになった先生がおられたとして、それを出版してくれないかというようなことが、それに似たようなことがあるんですが、そういう利用はよろしいのかということですね。

それからもう1つは高橋さんにお尋ねしたいんですが、CTSの入力にあたって、いろいろな組版をする場合にはある程度のロジックが必要だと思えますが、さっきおっしゃった、論理構造の工夫を印刷会社がしているというのは、組版の組み上げるためのファンクションとの関係を言っておられるのか。あるいは、それ以外に何か隠し情報として独自に、出版社のほうから依頼がなくてもデータベースのようなものに近いものを作っていると、そういうことをおっしゃっているのか、その2つなんですが。

長瀬： 最初の質問ですが、二次データベースといわれていますが、研究の結果、インデックスとかコンコーダンスというようなものは、ソフトがあれば自動的に出来るようなものじゃないかとお思いかもしれませんが、実際は、そのテキストについて十分な知識がないと簡単には作れないもので、もちろんご専門の皆様方ご承知のことと思います。

ですから、それに対しては、TLGの場合ははっきりとそういったコンコーダンス、あるいはインデックスを作ることは一向に構わないし、パブリッシュするのも構わないし、論文に書くのも構わないとっております。ただ、アクトロジメントをきちんと入れてほしいということだけです。ですから、それは全面的に研究活動を支援するという方向です。高橋： 今ご質問ございました件につき、ちょっと例示をしながらご案内をいたします。これが、実を言うと最終的な紙面でございます。こういったもの、たとえば、これに近いような支持をいただいてデータを入力する時に、実をいうと印刷会社はこんなよ

うな入力をしており、これはタグづけをしてる。SGMLに従ってタグづけをしておるんですが、この紙面がどうであるかということよりは、たとえば、これは前書きである、編である、それからその本文である。ここがオーサーであるというような、そのデータそのものが持つ論理構造をうまく利用して、この裏にはデータの構造を定義するデフィニションというのがあるんですけども、データとしてはこういうタグづけをするというようなことをしています。

こういう工夫は、紙面の字詰めがどうだとか校正がどうだとかということとは別に、データの論理構造をいろいろ工夫して持つということでもありますから、これは、もしかしたら製作サイドになんらかの権利が出てくるのではないのでしょうかと、こういうことを申し上げました。ですから、形というよりは、これは論文でございますけれども、論文が持っている構造に着目してデータを作るということをしたと、そこにその工夫があるのではないのでしょうかと、こういうことでございます。

長瀬： ちょっとそれに関連して言いますと、今のSGMLのタグがついているわけですけども、市販されている、チャドウィックヒーリーが出している所では、SGMLのタグがついているテキストはすでに高くなっています。プレーンテキストよりは高く値段がついている、それだけ製作するのに大変だと。これがついていたほうがいい場合もあるんですね、買った人が。今ご覧になったと思いますけれども、名詞情報とかいろいろタグに情報が入ってますので、タグつきのデータを欲しいという研究者もあるんです。ですから、プレーンテキストが欲しいのか、タグつき、SGMLフォーマットが欲しいのかというようなことも、今後はそれで付加価値がつかつかないかでテキストの価値が上がる。創造性が高まるということはあるのではないかと思います。司会： 最後にお一人、そこに手を上げられましたね。佐川さんどうぞ。

佐川： 第一法規出版の佐川と申します。SGMLというのは標準化されていると聞いているんですけども、今JISを作られていると。そういうような中で、たとえば、表題ですとか見出しですとか著者名ですとか、そういうのはある程度決まっているわけですね。たとえば、法例の場合であればほとんど決まっていると。それに単純にタグを入れることに

よってなぜ著作物性が生まれてくるのかというのがまず不思議なんです。

それから、逆に言えば、出版社側から、「ここをタグづけしてやってください」といった場合に、果たして著作物性が発生するのか、その辺をいかにお考えでしょうか。

司会： 司会者に割り込ませてくださいね。これは大変な議論の初めみたいな感じなんです。あと5分ではうまく終わらないんじゃないかと思うんですが、仮にケリがつかなくてもちょっとそこでやめさせていただくということでご了承いただければと思います。

高橋： よろしくございますか。実際には、今、タグづけをするということで、いろいろ SGML のパーサーだとかそういったものを開発をいたしておりまして、実際には、本来ならば、出版の方がつけていただいた場合、この場合には、私はそういう工夫をしたところにそういった構造を手にしたということで、著作権がそっち側に発生するだろうと考えているんです。

ところが、実際の、もともとそういう構造そのものはあらかじめわかっているのではないかといながら、実際にそれを正確に入力するという作業そのものは、たいへん汗をかく作業でありますし、それから、それがちゃんと論理的に取れるということについては、結構いろいろな工夫を加えておるんですね。そういう工夫について、なんらかの創作性を出したものを表現したものであるという形では、そこになんらかの権利が出てくるのではないのでしょうかという、こういう提案でございます。

佐川： たとえば、入力される時に手間がかかるのか、そういうのは確かにあると思うんですね。それは著作物性とはたぶん関係ないだろうと思います。

それから、いかにタグづけを楽にさせていくかというようなノウハウの部分とはたぶんあるんだろうと思うんですが、ただし、データ構造をある程度一定のルールに従ってやっていった場合に、たとえば、概括的な指示があった場合に、実際にやると、なかなかそれがうまくいかないというケースがかなりあると思うんですが、実際に作業されるケースというのはそういう場合があると思いますけれども、その中でデータ構造を規定していくところで、ほんとに著作物性が発揮されるのかなというのがちょっと疑問だと思います。

司会： ちょっとここで司会者の特権で、今のお話の、ご意見を伺ったところで、一応この討論会を終わりにさせてもらいたいと思うんですが。実は、やっと学会の討論会になりかけてきたところなんです。これから、その著作物性はいったい何かというようなことを含めて議論をすると、今ご提案いただいた問題というのは非常に意味の深いといえますか、なかなかこれから、実質的にも、現場でも大きな問題になろうかと思えますし、議論しても非常に面白い問題だと思えますが、お約束したように、時間になりましたのでそろそろこれでおしまいにさせていただきたいと思えます。

実は、きょうはいちばん初めに申し上げました、何か結論を出すということではなくて、ここでテーマにされたテキスト・データベースの著作権について、どんな問題点があるのかと。洗いざらいその問題点を摘出してみようというような趣旨だったわけですが、決してその洗いざらいというわけにはいかなかったんだろうと思うんですね。

実は、ここで司会者の特権で中断させていただきましたのは、魂胆がありまして、この続きはまた、次回似たような討論会を計画いたしますので、ぜひまたその時にご参加いただければと思います。これも初めに申し上げましたが、きょうは身内の学会員のメンバーだけでなく、学会外のいろいろなエキスパートの方にもご参加いただいたわけです。十分にご議論いただくという時間がなくて誠に失礼だったわけですが、ぜひこれを機会に情報知識学会の名前を覚えていただきまして、また次回こういうことを計画致しますので、ぜひその際にご参加いただければと思います。ほんとにきょうは長い間皆様ご参加いただきましてありがとうございます。

それから、報告者の先生方も長い間ここで議論に参加していただいてありがとうございます。それから、最後に、凸版印刷の方には、こういう会場をご用意いただきまして、ほんとうにありがとうございます。では、これでおしまいにいたします。ありがとうございます。(拍手)

進行： お帰りに際しまして、お忘れ物ないようをお願いいたします。事務局から2点お願いがございます。アンケートが袋の中に入っております。もしよろしかったら、そちらのほうにいろいろ書いて受付のほうに戻していただくようお願いいたします。

それと、非会員の方、情報知識学会に非常にご興味ある方は、中に申し込みの葉書がございます。これを機会にぜひ当学会に入っていただくようお願いいたします。よろしくお願ひしたいと思ひます。また、この学会では、今、名和先生がおっしゃったように、テキスト・データベース、それから、いろいろな著作権について研究会をやる予定でございます。またご案内を申し上げますので、ぜひご参加いただくようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

情報知識学会の理事の方、こちらの建物の6階のほうで、企画担当理事の委員会を開始いたします。受付の所にちよつとお集まりいただくようお願いいたします。こちらの凸版印刷の本社の6階のほうで企画担当理事の理事会を実施いたします。お集まりいただくようお願いいたします。